

東日本大震災では、公共交通機関が運行を 停止したため、多くの人が一斉に徒歩で帰宅 を始め、道路も渋滞が発生するなど混乱し、 緊急車両などの通行に支障を来しました。

災害発生時に慌てないためには、わたした ちはどんな行動をとればいいのか、事前に確 認しておきましょう。 お問い合わせは 危機管理課 = 421-6716へ

災害発生時は落ち着いた行動を

大規模な災害が発生すると公共交通機関が 運行を停止し、帰宅が困難となることが想定 されます。多くの人が徒歩で帰宅を始めると、 火災や沿道の建物からの落下物などの危険が あるだけでなく、救助・救急活動の妨げにも なります。むやみに移動を開始せず、落ち着 いた行動を心がけましょう。万が一、自分が 帰宅困難者になってしまった場合に備え、次 のような点を事前に確認しておきましょう。

日ごろから準備しておきたいこと

- 事前に家族などと安否確認の方法や集合場所を話し合っておきましょう
- ●職場などに歩きやすいスニーカーや懐中電 灯、モバイルバッテリー、手袋、飲料水、 食料(3日分)、マスク、アルコール消毒液、 体温計などを用意しましょう
- ●徒歩やバスにより帰宅できる経路を地図で 確認しておきましょう
- 携帯ラジオや地図(ハザードマップなど) を持ち歩きましょう

災害発生時にはむやみに移動を開始しない

- ●まずは自分の身の安全を確保しましょう
- ■職場や集客施設などの安全な場所に留まりましょう
- ●災害用伝言サービスなどにより 家族の安否を確かめましょう。災 害用伝言サービスの詳細は、右 のコードからご確認ください。
- ●交通情報や被害情報などを入手しましょう

徒歩帰宅者支援の取り組み

千葉県を含む九都県市では、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンドなどと徒歩帰宅者支援に関する協定を締結しています。

これらの店舗では、災害発生時に水道水や トイレの提供のほか、道路交通情報などを可 能な範囲で提供していただけます。

協力していただける店舗には、「災害時帰宅者支援ステーションステッカー」が掲示されていますので、日頃から帰宅経路にある対象店舗の場所を確認しておきましょう。

災害時帰宅者支援ステーションステッカー

●千葉県石油商業組合に加盟する県内のスタンド



●コンビニエンスストアなど



新型コロナウイルス感染症と診断された人へ

1 宿泊療養施設のご案内(50歳未満かつ基礎疾患などがない人向け)

県は、宿泊療養を希望する人で、次の要件 を満たす人を対象に、申込フォームによる宿 泊療養申込みについて案内しています。 要件1

新型コロナウイルス感染症の検査が陽性で 医療機関の医師から「陽性者」として告知された人、または、検査は行っていないものの、 同居家族などの感染者の濃厚接触者で有症状 となり、医療機関の医師から「疑似症患者」 として告知された人

医療機関の医師からの陽性(疑似症患者) 判定前に、事前に宿泊施設を予約することは できません。

要件2以下の全てに該当すること

- 50歳未満
- 基礎疾患※がないこと ※悪性腫瘍、慢性閉塞性肺疾患(COPD)、慢性腎臓病、糖尿病、高血圧、脂質異常症、心血管疾患、脳血管疾患、肝疾患
- 以下にあてはまらないこと
 肥満(BMI ※30以上) ※BMI = 体重(kg)÷(身長(m)×身長(m))、臓器移植後の免疫抑制剤内服中、妊娠中
- ・おひとりで自立して生活できること 宿泊療養施設では、身の回りの介助をする ことはできません。また、小学生以下のお子 様はおひとりでの入所はできません。

医療機関の医師から陽性(疑似症患者)判定

を受けている人で、要件2を満たさない人は、 県ホームページの申込フォームからの申し込 みはできません。習志野保健所からの連絡が あった際に療養先をご相談ください。

2 療養を証明する書類について

県は、県内の宿泊施設療養または自宅療養 を終えた人に対し、申請により「宿泊・自宅 療養証明書」を発行しています。(医療機関 から保健所に発生届の出ている人が対象)

1、2とも詳細は、 県ホームページをご 確認ください。右の コードから見られま す。



▲宿泊療養施設



▲療養を証明 する書類

広告

5 [4.3.15]